

# 窓口におけるキャッシュレス決済業務 決済端末賃貸借契約書

川崎市を発注者とし、を受注者とし、発注者と受注者との間において次の条項により契約を締結する。

## (目的)

第1条 この契約は、受注者がキャッシュレス決済機器等（以下「装置」という。）を発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、装置が正常な状態で稼動し得るように保守を行い、装置の機能を円滑に供給することを目的とする。

## (権利義務の譲渡等)

第2条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡若しくは承継させ、又は権利を担保に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

## (契約対象装置の内容及び設置場所及び権原)

第3条 この契約を対象とする装置の内容及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 装置の内容 キャッシュレス決済端末一式
- (2) 装置の設置場所 川崎市内

2 受注者は、本契約に基づき発注者に賃貸する装置について、自己が適法に使用させる権原を有していることを保証する。

## (賃貸借期間)

第4条 装置の賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

## (契約保証金)

第5条 契約保証金は、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第3号の規定により、納付を免除する。

## (賃貸借料)

第6条 装置の賃借料は、月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円とする。）とする。

2 月の中途中においてこの契約の全部若しくは一部を解除したとき、又は受注者の責めに帰する事由により発注者が装置を使用できなかったときは、その分の賃借料は、その月の暦日数に基づく日数計算により算出する。

## (設置費用等の負担)

第7条 この契約に基づく装置に要するすべての費用及び賃貸借契約が完了し当該装置を撤去する場合の撤去に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

2 前項の場合で、受注者が撤去を遅滞した場合は、発注者は受注者に代わり撤去し、その費用を受注者に請求するものとする。

## (装置の保守)

第8条 受注者は、発注者が装置を常に安全かつ完全に使用できるよう保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

2 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。

3 発注者は、あらかじめ受注者が確認した装置の設置場所の環境条件を保持するとともに、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

4 発注者の故意又は重大な過失により装置に損傷を与えたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、装置の保守管理に必要な電力料を負担するものとする。

6 故障等により装置の使用ができないときは、受注者は発注者に対し発注者の業務に支障がないよう代替装置を供するものとし、当該代替装置の賃貸借に係る費用は無償とする。

## (賃貸借料等の支払)

第9条 受注者は、毎月初めに前月分の第6条に定める賃貸借料を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者からの適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

## (秘密の保持)

第10条 受注者は、装置の設置、保守、管理等に際して知り得た発注者の業務上の秘密について、これを第三者に漏えいしてはならない。

## (損害保険契約)

第11条 受注者は、装置について賃貸借期間中、受注者を保険契約者とし、及び受注者の選定する損害保険契約を締結する。

2 前項の保険契約の保険料は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第8条第4項の場合で受注者が第1項に定める保険契約に基づいて保険金を受け取ったときは、受注者が受け取った保険金額を限度にして、発注者の負担義務を免れる。

(損害金)

第12条 発注者は、受注者が履行期限内に契約を履行しないときは、遅延日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料に賃貸借期間を掛けた金額をいう。以下同じ。）に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した金額を損害金として徴収するものとする。ただし、発注者が、分割して履行し得るものと認めたときは、その遅延部分についてのみ損害金を計算する。

2 損害金は、契約金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても目的物の履行に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完納しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に目的物を完納する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当したとき。
- (4) 受注者が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき、又は所在不明になったとき。
- (5) その他受注者が契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の目的の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第19条又は第20条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (9) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が第7号又は前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) この契約に関して、受注者が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

- (1) 第13条、第14条及び第22条第6項の規定により契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により

### 選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生債務者等

#### （発注者の任意解除権）

第 17 条 発注者は、装置の引渡しを完了する前は、第 13 条及び第 14 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合、装置の設置及び撤去に要した費用等を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### （予算に係る解除権の留保）

第 18 条 発注者は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除することができる。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができるものとする。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### （受注者の催告による解除権）

第 19 条 受注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。

(2) 発注者が法令又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### （受注者の催告によらない解除権）

第 20 条 受注者は、契約の内容の変更により契約金額が 3 分の 2 以上減じたときは、直ちに契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 21 条 前 2 条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （不正行為に対する賠償金等）

第 22 条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為又は同項第 6 号の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の 10 分の 2 に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第 1 項に規定する場合又は受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

#### （装置の返還）

第 23 条 発注者は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって装置を受注者に返還する場合には、速やかに装置を返

還するものとする。

(疑義の解決)

第24条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議して解決するものとする。

(訴訟の提起)

第25条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(発注者への報告等)

第26条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他の事項)

第27条 この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、法令又は川崎市契約規則によるほか、その都度協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年　　月　　日

発注者 川崎市  
川崎市長 印

受注者

別紙明細書（第3条第1号関係）

品名	型名	数量

# 窓口におけるキャッシュレス決済業務（決済端末貸借） 仕様書

## 1 概要

本市では、支払い手段の多様化による市民利便性の向上と、現金取扱い業務の効率化を図ることを目的として、令和3年10月より戸籍・住民票等や税証明の発行にかかる手数料収納に対して、クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス決済を導入してきた。その後も、キャッシュレス決済を利用する施設や窓口の拡大に取り組んできたところである。

一方で、現在使用しているキャッシュレス決済端末については、貸借契約の満了が近づいていることに加え、現行機器の供給体制が今後縮小する見込みであることから、引き続き安定したサービス提供を行うべく、機器の更新を実施するものである。

なお本仕様書においては、表1及び図1に示す窓口におけるキャッシュレス決済業務のうち、「決済端末貸借」に係る仕様を示すものである。

## 2 業務内容 **※詳細は事業者決定後、提案内容に準じて更新する**

### (1) 期間

令和8年10月1日（木）から令和13年9月30日（火）まで（貸借期間60ヶ月）

### (2) 利用拠点及び機器数量

「キャッシュレス決済端末（据置型）及びPOS関連機器による構成」（以下、「据置型構成」とする）と「キャッシュレス決済端末（モバイル型）のみの構成」（以下、「モバイル型構成」）の二通りの構成とし、利用窓口及び数量は表2及び表3に示すとおりとする。

※機器へのPOSサービス導入や現地への機器設置については別途契約する「窓口におけるキャッシュレス決済業務（機器導入業務）」にて実施する。

### (3) 機器要件

#### ア 据置型構成

- 別途契約する「窓口におけるキャッシュレス決済業務（POS機器貸借）」にて調達する機器と連携できること。
- 別途契約する「窓口におけるキャッシュレス決済業務（POSサービス利用）」にて調達するサービスと連携できること。
- 以下に示す決済が可能であること。

クレジットカード決済	VISA、MasterCard、JCB、Diners Club、AMERICAN EXPRESS
電子マネー決済	交通系IC、WAON、楽天Edy、nanaco、iD、QUICPay
コード決済	PayPay、楽天ペイ、d払い、au PAY、メルペイ、ファミペイ

- 決済端末にコード読み取り用のカメラが搭載されており、二次元バーコード及びバーコードの読み取りが可能であること。
- PCI DSSの現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型の端末であること。

- ・ 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。
- ・ 決済時の商品選択や金額入力を決済端末の画面から行う場合、当該画面のサイズが7インチ以上であること。
- ・ 表2のNo. 22の窓口における2台のうち1台については、キャッシュドロアの代わりに、当市で調達済の自動釣銭機（型番：RT-300/RAD-300）に接続して使用するため、当該機器と連携できること。
- ・ 表2のNo. 23の窓口における3台については、可能であれば、キャッシュドロア、レシートプリンタを使用しない構成とする（当該拠点では、現金決済は取り扱わず、キャッシュレス決済のみで利用するため）。
- ・ レシートが発行可能であること。
- ・ 設置する端末はすべて同一機種で新品とすること。

#### イ モバイル型構成

- ・ 別途契約する「窓口におけるキャッシュレス決済業務（POSサービス利用）」にて調達するサービスと連携できること。
- ・ 先述アと同様の決済が可能であること。
- ・ 決済端末にSIMが内蔵されており、単体で通信が行えること。
- ・ 決済端末にコード読み取り用のカメラが搭載されており、二次元バーコード及びバーコードの読み取りが可能であること。
- ・ PCI DSSの現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型の端末であること。
- ・ 決済時の商品選択や金額入力を行う画面のサイズが5インチ以上であること。
- ・ レシートが発行可能であること。
- ・ 設置する端末はすべて同一機種で新品とすること。

#### (4) 保守要件

- ・ 窓口職員等からの使用方法や不具合が生じた際などに対応できるコールセンターを365日提供すること。原則として、各窓口の開設時間（7：00～21：30）は対応できるようにすること。（対応できない時間帯がある場合は、代替案を提示すること。）
- ・ 障害発生時に直ちに対応できる体制を確保し、窓口業務への影響が最小限になるよう迅速に対応すること。また、障害原因切り分けや機器交換等のために、現地での対応を行うこと。
- ・ 機器の修理や交換が必要となった場合、代替機等を無償で用意すること。ただし、利用者側に明らかな瑕疵がある場合はその限りではない。

#### (5) その他

- ・ 本仕様書に基づくすべての作業において、市が提供した業務上の情報を第三者に開示、又は漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

- ・ 市が提供する資料は、原則として貸出しによるものとし、契約期間満了までに返却すること。また、市の事前の承諾を得た場合を除いて、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- ・ 市が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に市担当職員と協議の上、承認を得ること。

表1 窓口におけるキャッシュレス決済業務一覧

No	業務名	概要	業種・種目	契約期間
1	指定納付受託者業務	地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行う。	委託 99 その他業務 99 その他	令和8年10月1日～令和9年3月31日
2	決済端末賃貸借	キャッシュレス決済端末の賃貸借(機器の保証含む)を行う。	物品 37リース 03事務用機器	令和8年10月1日～令和13年9月30日(5年間)
3	POS機器賃貸借	POSサービスを利用するための周辺機器の賃貸借(機器の保証含む)を行う。	物品 37リース 03事務用機器	令和8年10月1日～令和13年9月30日(5年間)
4	POSサービス利用	キャッシュレス決済において売上の集計等を行うPOSサービスを提供する。	物品 15コンピュータ 02ソフトウェア	令和8年10月1日～令和13年9月30日(5年間)
5	機器導入業務	No.2～No.4の機器やサービスについて、各窓口への導入や利用者向けの操作研修等を実施する。	委託 22電算関連業務 99その他の電算関連業務	契約締結日～令和8年10月30日

図1 窓口におけるキャッシュレス決済業務イメージ

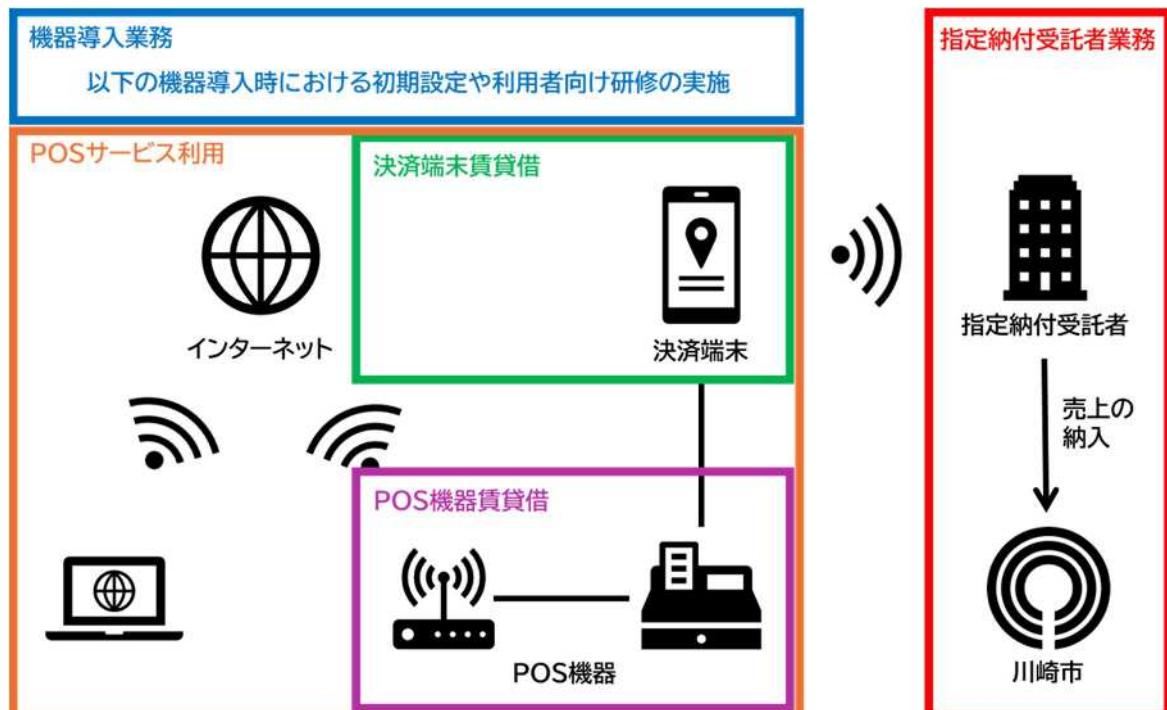


表2 据置型構成導入窓口（台数は決済端末の台数を示す）

No	窓口名	台数	No	窓口名	台数
1	川崎区役所区民課	2	19	登戸行政サービスコーナー	1
2	川崎区役所区民課 証明発行コーナー	1	20	菅行政サービスコーナー	1
3	川崎区役所まちづくり推進部 大師支所	2	21	麻生区役所区民課	2
4	川崎区役所まちづくり推進部 田島支所	1	22	まちづくり局指導部	2
5	川崎行政サービスコーナー	1	23	青少年科学館	3
6	幸区役所区民課	2	24	日本民家園	1
7	日吉出張所	1	25	かわさき情報プラザ	1
8	中原区役所区民課	3	26	川崎区役所衛生課	1
9	小杉行政サービスコーナー	1	27	幸区役所衛生課	1
10	高津区役所区民課	2	28	中原区役所衛生課	1
11	橘出張所	1	29	高津区役所衛生課	1
12	溝口行政サービスコーナー	1	30	宮前区役所衛生課	1
13	宮前区役所区民課	2	31	多摩区役所衛生課	1
14	向丘出張所	1	32	麻生区役所衛生課	1
15	鷺沼行政サービスコーナー	1	33	健康福祉局保健医療政策部	1
16	多摩区役所区民課	2	34	中央卸売市場食品衛生検査所	1
17	多摩区役所区民課 証明発行コーナー	1	35	動物愛護センター	1
18	生田出張所	1	計		
					47

表3 モバイル型構成導入窓口（台数は決済端末の台数を示す）

No	窓口名	台数	No	窓口名	台数
1	かわさき市税事務所市民税課	1	23	東扇島東公園管理事務所	1
2	川崎区役所市税証明発行コーナー	1	24	川崎生活環境事業所	1
3	幸区役所市税証明発行コーナー	1	25	中原生活環境事業所	1
4	こすぎ市税分室管理担当	1	26	宮前生活環境事業所	1
5	みぞのくち市税事務所市民税課	1	27	多摩生活環境事業所	1
6	高津区役所市税証明発行コーナー	1	28	川崎マイナンバーカードセンター	1
7	宮前区役所市税証明発行コーナー	1	29	小杉マイナンバーカードセンター	1
8	多摩区役所市税証明発行コーナー	1	30	溝口マイナンバーカードセンター	1
9	しんゆり市税事務所市民税課	1	31	宮前平マイナンバーカードセンター	1
10	麻生区役所市税証明発行コーナー	1	32	新百合ヶ丘マイナンバーカードセンター	1
11	まちづくり局都市計画課	1	33	川崎区保育・子育て総合支援センター（大島保育園含む）	1
12	教育文化会館	1	34	中原区保育・子育て総合支援センター（中原保育園含む）	1
13	大師分館（プラザ大師）	1	35	宮前区保育・子育て総合支援センター（土橋保育園含む）	1
14	田島分館（プラザ田島）	1	36	多摩区保育・子育て総合支援センター（土渕保育園含む）	1
15	幸市民館	1	37	藤崎保育園	1
16	日吉分館	1	38	古川保育園	1
17	宮前市民館	1	39	中丸子保育園	1
18	菅生分館	1	40	菅生保育園	1
19	市民文化局平和館	1	41	生田保育園	1
20	こころの相談所	1	42	地域子育て支援センターふるいちば	1
21	緑ヶ丘図書館事務所	1	43	地域子育て支援センターかじがや	1
22	早野聖地公園事務所	1	44	地域子育て支援センターみなみゆりがおか	1
			計		44